

9月1日から

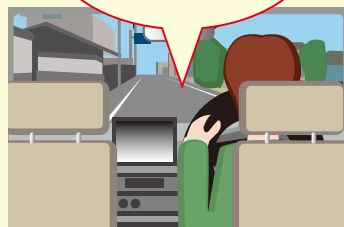
生活道路における自動車の法定速度が引き下がります

問 可児警察署交通課 ☎ 61-0110

60km/h



30km/h



生活道路とは

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



—— 下記の道路の法定速度は、引き続き60km/hです ——

- 道路標識、標示による中央線または車両通行帯を設けている一般道路
- 道路の構造上または柵などの工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離している一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道・加速車線・減速車線以外の道路
- 自動車専用道路



詳細は
警察庁HP



いじめを防止 vol.94

わたしたちが子どもたちを見守ります

問 子育て支援課 ☎ 5546

Q.協力のきっかけは？

子育て健康プラザ・マーノでの毎日の業務を通じて子どもたちと接する中で、微力ながら協力できればと思い参加しました。

Q.どんな取り組みを？

業務を通じて挨拶や声かけを大切に、子どもたちが話しかけやすい雰囲気づくりに努めています。危険な行為には適切に声かけを行います。

中部日本警備保障株式会社(川合)



創業56年、地域との絆を守る警備会社です。

いじめ防止協力事業所・
団体随時募集中!

このコーナーでは、子どもへの声かけや見守りなど、いじめ防止につながる取り組みをしていただいている事業所や団体を紹介しています。

